

2023 年度防災管理者等研修会  
2023 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会

2023 年 7 月 25 日

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

## はじめに

本研修会及び連絡会は石油コンビナート等災害防止法（石災法）対象の特定事業所と高圧ガス保安法（高圧法）対象の特定製造事業所を対象としたものです。研修会については石油コンビナート等防災計画に基づき防災管理者に対して石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るために実施されるものです。また、連絡会についてはコンビナート事業所を対象とした法令周知、保安情報、事故情報等の普及啓発のために実施しています。

本研修会等の出席者や議題内容に一部重複する面があることから、2010 年度から併せて開催しているところです。

## 議 題

### I 行政からの連絡事項ほか（資料 1、参考資料）

#### 1 2023 年度石油コンビナート災害情報受伝達訓練について

##### 【防災管理者等研修会】

神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき定める「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」の検証を行うため、今年度も例年どおり情報受伝達訓練を 8 月 21 日（月）に行う予定です。訓練のご協力よろしくお願いいたします。後日、改めて依頼文を送付いたします。

訓練の際は、県送信の FAX を災害発生の場合としておりますが、実災害時には、自発的な被害状況報告（FAX 送信）が必要となります。また、夜間に地震等が発生することも想定し、報告体制の再確認をよろしくお願いいたします。

#### 2 立入検査の実施について－異常現象・高圧ガス事故発生時の通報等の再確認－

##### 【共通】

2022 年度は、高圧ガス事故の認識・施設の異常時の記録の確認等に重点をおいて、特定製造事業所に対し、保安検査や石災法合同立入検査の際に立入検査を行いました。

高圧ガス事故の定義については、県の窓口となっている環境安全部署等においては理解が得られていましたので、現場担当におかれても正しい理解がされるよう、所内における周知徹底や危害予防規程等関係規程類に明記することをお願いいたします。

事故発生時の連絡系統については、高圧ガス事故該当性を判断する部署におかれて

は、事故発生時における県あて一報の系統を再確認いただければと思います。

製造施設における異常時の記録については、運転日誌や社内報告書とその記録とされていましたが、製造施設に異常があった場合の措置等の記載内容は10年間の保存義務があることを踏まえ、所内で何を異常時の記録としているか再度ご確認ください。

(参考) 高圧ガス保安法及びコンビナート規則 抜粋

法第六十条第一項

第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

コンビ則第五十条

法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	一 高圧ガスを容器に充填した場合（特定液化石油ガス又は天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する特定液化石油ガス又は天然ガスを充填するためのものに限る。）に特定液化石油ガス又は天然ガスを充填した場合を除く。）	二 高圧ガスを容器により授受した場合	三 製造施設に異常があつた場合
記載すべき事項	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類、充填容器ごとの高圧ガスの充填圧力（液化ガスについては、充填質量並びに充填年月日）	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日	異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置

2023年度は、例年実施している高圧法の保安検査実施事業所を対象とした立入検査と各所管庁と合同で実施している立入検査に加え、コンビナート地区における高圧法及び石災法の全事業所を対象とした立入検査を実施することとしています。検査内容

は、高圧ガスの保安体制に関する事項全般、石コン計画の予防対策の実施状況等の確認を予定しています。

#### <追加の立入検査実施となる背景>

2023年度に入り、県内の高圧法に基づく認定完成検査実施者の中で、当該認定基準に係る事項の不備※（認定基準不適合）、並びに変更工事の未許可及び完成検査未実施という完成検査に関する重大な法令違反があること、過去にあった同様の法令違反の再発であること等、完成検査の保安体制に重大な不備が認められたことから、経産省は、これに伴う認定の取消しという行政処分を行いました。

#### ※ 確認された不備の内容

- ・完成検査に関する必要な資料の整備や業務管理等に不備
- ・無許可変更
- ・無許可変更に伴う完成検査未実施等
- ・異常があった場合の帳簿の保存の不備
- ・事故の未届け等

高度な保安管理があることで認定を受けている事業所でこのような事案の発生があったことを受け、県は、コンビナート地域の各事業所の保安管理体制等に問題ないか、今一度確認いただくようお願いするとともに、改めて立入検査の実施を行い確認することとしました。

### 3 その他法改正等について

#### 【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】

#### ● 新たな認定制度の詳細設計について

2022年6月22日に「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が公布され、現行の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度は廃止、新たに「認定制度保安実施者」に係る認定制度が創設されました。

現在※、本制度の施行に向けては関係政令案のパブリックコメントが実施されているところです（6月29日～7月28日）。なお、政令案では12月21日施行となっています。

#### ● 高圧ガス保安法の手続きに係る手数料の納付方法について

2022年度第1回において、収入証紙の廃止と、電子申請システムなどの納付等の検討について周知していたところです。

現在※、収入証紙による手数料納付は廃止の方向としつつ、当面の電子納付やキャッシュレス決済の併用とすることも含めて検討中のため、決まり次第、県ホームページ等により周知する予定です。

※ 本研修会・連絡会の開催時点

## Ⅱ 2023年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査について（資料2）

### 【防災管理者等研修会】

神奈川県では、アセスメント調査の結果を踏まえ、2015年度に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を修正し、特定事業所における災害予防対策の充実・強化を行いました。そして、災害予防対策を推進するため、2016年度から「神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査」を実施しているところです。

本調査の結果は、予防対策手法の具体化、国への要望及び県民への啓発活動に活用することで、防災力の向上を図っています。

2023年度の主な調査項目は、緊急移送設備（フレアスタック、除外設備）の耐震検証となっております。これらの設備は、応急対応の要となる施設であることから、災害発生時に機能喪失に陥らない対策、若しくは陥った場合の安全確保策を事前に検討しておくことが重要と考えております。このため、緊急移送設備に係る現況の取組みや検討状況についてご回答をお願いいたします。

また、2011年（平成23年）に危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、旧浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所に関しては新基準に適合することとされており、該当する事業所におかれましては順次取り組んでいることと思います。新基準への適合期限が2024年（令和6年）3月31日までであることを改めてご確認いただき、未適合に該当する場合は現在の対応状況の確認と併せてヒアリングを行いますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

## Ⅲ 【講演】コンビナート事業所の外面腐食対策に関する実態調査の概要

旭化成(株) 製造統括本部 環境安全部長 中津井 宏氏

((一社)神奈川県高圧ガス保安協会 理事)

### 【共通】

2022年度に本県が（一社）神奈川県高圧ガス保安協会に委託した「コンビナート事業所の外面腐食対策に関する実態調査」の結果について、当調査検討委員会の委員長を務められた旭化成(株) 製造統括本部 環境安全部長 中津井宏様にご講演いただきました。